

日本企業の環境技術を広める 外交政策、通商政策の必要性

青山 周氏 社団法人日本経済団体連合会環境・技術本部環境グループ長

莫大な人口と巨大な市場を抱える隣国・中国が、深刻な環境問題に直面している。中国問題のエキスパートとしても知られる、社団法人日本経済団体連合会環境・技術本部環境グループ長の青山周氏は、「日本企業の先進的な環境関連技術を活かすべきである」と主張する。

環境と経済の両立

最近、企業や消費者の間で、環境に対する意識が高まりつつあるようです。

青山 アメリカでは、LOHAS¹、すなわち健康や環境に配慮したライフスタイルが注目されるようになってきました。日本でも同じ傾向が見られ、健康的で安心できる商品に人気が集まり、多少割高でも、CO₂の排出が少ないとか、有害な物質を含んでいないといったエコロジカルな製品を選択する消費者が増えています。また、企業の側も、ここ10年ほどの間に、環境への配慮が激変と言ってよいほど変わりました。今年6月、環境配慮促進法（13頁・註3参照）が公布されましたが、それに依拠するまでもなく、各社競って、地球温暖化対策、リサイクル、化学物質の管理などの自主的な取り組みを強化しており、低公害のハイブリッドカーやノンフロン冷蔵庫といった製品を市場に送り出すとともに、そのような取り組みを積極的にアピールすることで、環境を通して消費者との接点を求めるようになっています。そのような企業活動が消費者を

刺激し、エコマインドをさらに高めるとい
う効果を生んでいます。わざわざ行政が
「環境に優しくないものを買ってはいけ
ない」などと言いつつ出さなくとも、消費者は
自ら環境に優しい製品を選択し、それに
応えることで企業も利益を上げる。双方
にとって望ましいことが環境にもよい。そ
のような好循環が生まれているのです。
それが、小泉首相がおっしゃる「環
境と経済の両立」ということでも
あるのでしょうか。

かつて、公害が社会問題化した時代がありました。企業にとって、環境問題に積極的に取り組むことが利益に通じる時代が到来したということですね。

青山 わが国において、企業活動をコントロールしなければ

ば、環境に過度の負荷がかかる、という時代があったのは事実です。しかし、それは日本に限らず、経済の発展段階において、どの国でも生じ得るプロセスであり、経験則として「国民一人あたりの所得が5,000ドルを超えると消費者のエコマインドが高まる」とされます。考えてみれば当たり前のことで、「ようやく豊かに

なっても、水や空気、食料の安
全性の点で不安があ

るような環境で生活するのは嫌だ」ということになり、環境を切実な問題として考え始めるのは自然な流れなのでしょう。そのような意味で、わが国は、行政が規制によって企業活動を縛らなければ



ばならない段階を既に卒業しています。また、公害を克服した企業は、環境配慮型の製品を世に送り出し、省エネ技術で世界のトップを走っており、その技術やノウハウを諸外国に普及させるべき段階を迎えていると言えます。

日本経済団体連合会(以下、日本経団連)は、昨年1月の提言「活力と魅力溢れる日本をめざして²⁾」で、個人、企業、行政がともに「環境立国」戦略を進めることを提唱されています。これも、かかる認識に基づくものですね。

青山 この提言、いわゆる「奥田ビジョン」は、奥田碩会長が、日本経団連の理念と基本戦略を示そうということでまとめたものです。会長の意を受け、事務局でこの提言について検討したとき「何か明るいものがよい」ということになり、「環境技術を日本企業の強みにしよう」ということから、「環境立国」というキーワードを打ち出しました。そのエッセンスは、「いかに素晴らしい技術があっても、国内だけで抱え込んでいては、それはローカルスタンダードに過ぎない。世界のスタンダードにしよう」ということです。例えば、現在、日米欧の自動車メーカーは、走っても水しか排出しない自動車を究極の目標に、燃料電池の開発にしのぎを削っています。そのような技術を開発して、世界の市場で製品を売っていく。それによって相手国の環境が改善される。そのような発想です。

日本国内で実現した好循環を、地球規模に拡大していこうと。

青山 驚いたことに、私たちがそう主張した後、経済産業省、環境省がそれぞれ「環境立国」を提唱し始めました。経済産業省の「環境立国宣言³⁾」は、われわれの意見に近く、日本の環境関連の技術、ビジネスのノウハウを世界に売っていこうというものです。環境省のそれは

「日本の国土をより美しくしたい」という願望からなるものです。

企業のコンプライアンスに任せる

政府の環境政策をどのように評価されますか。

青山 行政の中には、「企業は公害を出す悪しき存在である」という、高度成長期の発想が未だに残っているように感じられることがあります。これまで、「世の中の人々は放っておくと悪いことをするから、われわれが法律をつくって縛らなければならない」と、欧州などの先例を参考にしながら新たな環境基準を次々につくり、それによって環境を守ることに強い使命感を感じているようなのです。しかし、気付いてみれば、ほとんどの日本の環境基準は、既に他の先進諸国のそれと整合性がとれています。これ以上新たな規制を設けることを考えるより、むしろ既存の法制度を組み替えなければならない時期に差し掛かっているのではないのでしょうか。

そのような問題を感じるの、具体的にどのような法律ですか。

青山 例えば各種のリサイクル法⁴⁾です。循環型社会の必要性が叫ばれたのはよいことですが、対象ごとに個別にリサイクル法を何本もつくり、それぞれの法律を数年ごとに少しずつ見直す、というようなことが、今後予定されています。問題は、企業や国民の間でリサイクルが猛烈な勢いで進んでいる一方で、中国の登場などにより、リサイクルが国内だけで行われる時代ではなくなってきていることです。こうした実情を踏まえて、制度全体を見直して、少なくとも廃棄物の法律とリサイクルの法律の整合性をとっていただきたいと思いますが、本来であれば、

より抜本的な見直しが必要です。リサイクルを進めたい企業を、無理やり複雑な制度によって縛るのではなく、国の関与は必要な部分だけにとどめ、あとは各社のコンプライアンスに任せる。リサイクルは届出だけでよいが、その代わり自己責任が問われる。そのようなかたちに切り替えるべきであると思います。

事前規制から事後規制への転換ということですね。

青山 私がそのような主張するのは、10年前とは状況が全く異なっているからです。かつては企業がモノをつくり、ごみは廃棄物処理業者が処理するという役割分担がありました。しかし、今は生産者である企業が拡大生産者責任⁵⁾としてリサイクルに取り組むようになっていきました。しかも、それが10年前には予想できなかったほど急速に進んでいるのです。その点でも、日本企業の技術者は実に優秀で、高炉で製鉄するときに廃プラスチックを還元剤として用いたり、電炉で自動車のリサイクルをしたりと、何でも再資源化しています。しかも、その際、排ガスとしてどのような成分が出るかまで詳細に分析しています。

既に企業の側は技術を確立し、循環型社会に適応していると。

青山 ところが、法律の方は旧来のままなのです。バランスが取れていない。経済社会の変化に合わせて法律体系全体を根底から見直す時期にきていると思うのですが、いかんせん動きが鈍い。民間企業であれば、社会の実態に合わなければ、さっさと組織そのものを改編しますが、法律の改正にはやたらと時間がかかります。審議会の議論に1年、改正の作業に1年、さらに政省令の改正に1年、そしていったん法律をつくると5年、10年で見直すというペースなのですから。

廃棄物処理業者の役割について

1 LOHAS[Lifestyles Of Health And Sustainability]: 1998年にアメリカの社会学者ポール・レイ、心理学者シェリー・アンダーソンらが、信心深い保守派、民主主義と科学技術を信奉する現代主義者、に続く第3のグループとして提唱した概念。エコロジーや地球環境、平和などに深い関心を寄せ、環境と人間の健康を最優先し、持続可能な社会のあり方を志向するライフスタイルのこと。
2 活力と魅力溢れる日本をめざして: 2003年1月1日に日本経団連がとりまとめた、2025年度の日本の姿を念頭においた新ビジョン。国民が新しいかたちの成長や

豊かさを実感でき、「活力と魅力溢れる日本」に再生していくために必要な改革提案と、それを実現するための日本経団連の行動方針を示している。
3 環境立国宣言: 2003年6月、産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会が、環境と経済の両立や持続可能な経済社会の構築をテーマにとりまとめた中間報告書『環境立国宣言』のこと。経済やビジネスと環境を、いかに調和をとりつつ両立させていくかについて、企業、株主などの市場、国、地方自治体が、それぞれ「グリーン化」に向けての役割を果たしていくことが重要である、としている。

はいかがお考えですか。

青山 企業がゼロエミッションに取り組む、生産拠点が海外に移る、といった逆風があることは事実です。しかし、エキスパートとしてのノウハウを持たれているのに加え、有能な経営者が多いのですから、効率的にリサイクルまでできる経営主体になっていただきたい、というのが私たちの願いです。各企業は、生産現場でリサイクル率を上げる努力をしていますが、生産活動を行えば、どうしても残滓は出ます。それをさらにリサイクルするのか、無害化して安全に処理するのか、そこに長年培ったノウハウを活かしていただきたいと思ひますし、時代の変化に合わせて、海外で事業展開する業者が増えることも期待しています。

中には、ゴミを不法に輸出する会社もあります。

青山 5月に発生した青島の事件⁴の後、中国は日本を名指しして、廃プラスチックの輸入禁止の措置をとりました。これは突然起きたのではなく、以前から同じような事件が続いていたのです。その間、日本政府は現地調査や中国側との協議を十分行ってきたのか、また行政サービスという点で問題がなかったか、まずそこが問われるべきでしょう。

そもそも、現行の法律が、国境を越えて使用済みのものが行き交う事態を想定していないことに問題があるのです。製造業の拠点はすでにこれだけ海外に移転しているのに、リサイクルは国内に限る、という前提には無理があります。例えば、使用済みのペットボトルは良質の樹脂であるため、中国で非常に喜ばれています。そのように、今や経済活動には国境などないに等しい状況にあるのですが、行政はそれをなかなか実感できていないようです。国境をまたぐ生産、消費、廃棄、再利用の状況が刻々と変化

する時代であり、それを速やかに反映し、制度を柔軟に改めるような発想が望まれます。ドメスティックであるのは国内法に限られません。有害物質の越境を禁じるバーゼル条約⁷にしても、リサイクルを前提としたものではないのです。あるべき資源を循環させるために、日本政府はリーダーシップを発揮し、国際的な政策協議を進めていただきたいと思ひます。

中国の環境ビジネス

日本経団連は、環境税の導入に反対するアピールを出していますが、そのようなかたちで企業活動を抑制すべきではない、という趣旨なのです。

青山 日本経団連は、CO₂の排出量の目標を明らかにして、排出削減に自主的に取り組んできました。また、日本の場合、昨年10月に導入された石油・石炭税をはじめとするさまざまなエネルギー税が、既に5兆円もかけられています。中国のように急速な経済成長を続け、それにつれてエネルギー消費も急増している国であれば、エネルギー税制を導入することにも意味があります。しかし、まるで乾いた雑巾を絞るかのように、日本国内の企業活動に伴うCO₂排出量をギリギリに抑え込むことに、果たしてどれだけの意味があるのか。日本の1年間のCO₂排出量はせいぜい12億トンですが、地球全体の環境保全を考えれば、むしろ、中国で今後毎年10億トン規模で増え続けると予想されるCO₂の排出量を抑えることの方が、よほど重大なテーマであるのは明らかなはずですが。中国では今後毎年、日本一カ国分のCO₂が増え続けていくのです。中国は排出抑制の努力をしているとは言い難く、エネルギーにほとんど税金をかけていませんし、石炭による環境汚染の解決もまだできないので、当然、

CO₂問題は二の次にしています。「内政干渉などできない」と言って、これをこのまま放置してよいのか。日本政府は、押し付けてでも協力できることは協力するべきではないか。世界最高水準のエネルギー効率を実現した日本企業の技術を移転することで、中国のCO₂排出の抑制を支援する。それこそ、京都議定書の魂ではないかと思ひられます。

実は、中国では都市部を中心として、水や大気の深刻な汚染が進み、黄河は断流し、首都北京の砂漠化が心配されるほどの猶予ならざる事態に陥っています。環境問題が経済の持続的発展にブレーキをかける事態を懸念し、本年3月には温家宝総理が中国の国会で初めて「循環型発展」について発言しているほどです。不謹慎な言い方かもしれませんが、見方を変えれば、これは日本の隣に環境ビジネスの巨大な市場が出現したことにほかなりません。

日本企業の活動の現状は。

青山 既に市場原理によって環境ビジネスが進展している分野もあります。例えば、日本製の自動車用排ガス浄化装置がよく売れています。中国政府は「世界に通用する自動車産業を育てていきたい」という考えを持っており、先進国の環境基準をも満たす自動車を製造しようとしています。排ガス浄化装置はそう高価ではありませんから、そのコストは完成車の価格の中で十分吸収できる。市場原理でビジネスが成立して、中国側もそれを歓迎している。そのような例もあり、エネルギーや環境関連のビジネスで多くの日本企業が活動を始めていますが、どうしてもコストの面でシビアなところがあるのは否めません。例えば、工場や電力発電所の排煙脱硫装置などは、コストがかかるため設置したがいらないのですが、電力需要は急増していますから、

4 各種のリサイクル法：平成7年公布の「容器包装リサイクル法」をかわきりとして、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」や、資源有効利用促進法に基づき、現在、分野ごとのリサイクル法が公布あるいは施行されている。

5 拡大生産者責任：生産者に製品のライフサイクルにおける責任を課すことで、製品から発生する環境負荷の低減を目指す原理。

6 わが国から中国に輸出され、青島港に荷揚げされた一部の廃プラスチックに、大量の違法物資が混入していたことが発覚し、日本から中国向けの廃プラスチック輸出が全面停止の事態に陥った事件。

これを放っておいたら大変なことになります。

衣食足りて、と言いますか、高度成長の真っ直中にある中国は、環境への配慮が難しいということでしょうか。

青山 個人的な好みからすれば、「衣食足りて則ち栄辱を知る」という管仲の思想はあまり好きではありません。「人間にはお金よりもっと大切なものがある」と訴えたいところですが、ある程度余裕がなければ、環境対策にコストを回せないのが現実でしょう。市場原理だけでは解決しがたい部分がある。そこに必要なのが日本政府の後押しです。わが国にはODAのほか、経済産業省のグリーン・エイド・プラン⁷という制度もあります。民間企業のように、積極的にセールスを展開していただきたい。きっかけがあれば、日本企業の力で市場を拡大できます。環境エネルギー分野における日本の技術には、それほどのパワーがあるのです。早急な処置が必要である中国の大気汚染についても、日本企業のSO_x(硫酸酸化物)、NO_x(窒素酸化物)対策の技術は世界最先端なのでから。

日本政府には、どのような助成を望まれますか。

青山 国をまたいだ仕事を助成するスキームにはグリーン・エイド・プランとODAがありますが、問題は、所管する省が複数あることです。すなわち、ODAでは外務省、経済産業省、財務省などがあり、対外的な環境協力となると、経済産業省の内部においてさえ、環境問題と通商問題、さらに経済協力を扱うセクションが分かれています。加えて、それぞれの問題意識が少しずつ異なるようです。あるプロジェクトに対して、グリーン・エイド・プランで頭金のところに補助金を出す。融資部分については円借款を出す。併せて、中国政府に対して、支援する案件につ



いて税制面での配慮を求める。そのような総合的な取り組みがあれば、中国の環境対策はかなり進められるはずですよ。

中国脅威論から、対中ODAの是非をめぐる議論があります。

青山 重要なことは、いかに使うかです。残念ながら、血税を原資とするODAが「効果なき予算のバラまきである」との批判を受けています。これは、日中双方の利益につながるかたちにすべきであり、そのために最もふさわしいのが環境分野です。日本政府もそれを意識するようになったようで、下水道の整備事業など環境関連の案件を増やしつつありますが、小手先の見直しだけでなく、より重点的に資金投入をするべきです。そのとき、箱物ばかりに資金を使うのではなく、技術を評価して対価を企業に支払い、技術供与を行うかたちにすることが望めます。また、中国は地域ごとに発展の段階が異なりますから、それぞれの地域に応じた協力のきめ細かさ、決定のスピードが大切です。ODAを「中国政府に感謝してもらおう」などと下手なかたちで外交のカードに使うのではなく、日本のタックスペイヤーにとっても、供与されている中国の人々にとっても望ましいかたちで効果が明らかになる道を探る

べきです。環境こそが、対中外交の新たなパブリック・ディプロマシー⁹のターゲットではないかと思うのです。温暖化にしても、酸性雨にしても、地球環境の問題は他人事では済まされないのですから。

脅威論や中国特需に踊らされず、戦略的に手を打っていくべきであると。

青山 中国だけでなく東アジア全体を見据え、資源循環、環境対策、通商産業政策、ODAなどの経済協力をパッケージにした戦略の展開を図る。日本企業の技術を世界に普及させる。政府にはその有効な推進策を希望します。

社団法人日本経済団体連合会環境・技術本部環境グループ長
青山 周(あおやまめぐり)

1959年生まれ。1982年慶応義塾大学経済学部卒、同年経済団体連合会(現・日本経済団体連合会)事務局入局。理財、産業、広報、経済協力の調査・企画部門を経て、2002年4月より地球環境・エネルギーグループ長。2002年7月役職名変更により環境グループ長。1988年～1990年中国上海の復旦大学に留学。1992年～1997年国際日本文化研究センター共同研究員。専門は中国经济、日中経済関係。研究テーマは対中経済交渉。著書に『環境ビジネスのターゲットは中国・巨大市場:ブルー(水質改善)、ブラウン(大気汚染防止)、グリーン(緑化)のビックビジネスが動き出す』(日刊工業新聞社・2003)、『国際交渉学:交渉行動様式の国際比較』(共著/勁草書房・1998)などがある。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

7 バーゼル条約 [Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal]: 正式名称「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」。1989年3月採択、1992年5月発効。有害廃棄物の輸出時の許可制、不適切な輸出や処分行為が行われた場合の輸出入の義務等を規定した国際条約。

8 グリーン・エイド・プラン: 通商産業省(現・経済産業省)が1992年から実施。開発途上国、特にアジア諸国における急速な工業化に伴う環境保全と開発の両立を目的として、日本の経験に基づく産業公害分野および省エネルギー分野における技術移転・普及を行う試み。

9 パブリック・ディプロマシー [Public Diplomacy]: 海外の公衆(Public)とのコミュニケーションを通じて、自らの外交目標を達成すること。